



～ビニールハウス等を所有している事業者や農家の皆様へ～
灯油や重油などの取扱いに注意しましょう



ビニールハウスの暖房用などに使われている灯油や重油などの油は、消防法で「**危険物**」として規制されています。

危険物を保管したり取扱う場所では、次の点にご注意ください。

- ① みだりに火気を使用しない。
- ② 常に整理整頓を心がけ、不要なものを置かない。
- ③ 危険物が側溝などに流れないように囲いを設ける。
- ④ タンクなどは地震で転倒しないように固定する。

危険物には下の表に示す量の「**指定数量**」が定められています。

危険物の量が**指定数量以上**の場合は、許可を受ける必要があります。

また、**指定数量の5分の1以上指定数量未満**の場合は、火災予防条例で保管方法や取扱い方法が定められています。

許可を受けずに指定数量以上の危険物を保管または取扱いをすると消防法違反となり、危険物の除去を命じられる場合がありますのでご注意ください。

代表的な危険物	指定数量 <small>※この数量以上は許可が必要</small>	指定数量の5分の1以上～指定数量未満 <small>※少量危険物として規制されます</small>
ガソリン・混合油	200リットル	40リットル以上～ 200リットル未満
灯油・軽油	1,000リットル	200リットル以上～1,000リットル未満
重油	2,000リットル	400リットル以上～2,000リットル未満

危険物の規制にご理解とご協力をお願いいたします。



【お問い合わせは】

新発田地域広域事務組合消防本部
予防課危険物係 0254-22-8096
新発田消防署予防調査係 0254-22-3701
胎内消防署予防調査係 0254-43-3311